



6月号 平成24年6月発行
丹南健康福祉センター
Mail: t-fukusi-c@pref.fukui.lg.jp
HP: http://www.pref.fukui.lg.jp/

広報誌「たんけん」6月号をお届けします。
今月は環境月間です。そこで今月号の「たんけん」の裏面では、6月1日から施行されている「改正水質汚濁防止法」について取り上げています。地下水の汚染を防ぎ、きれいな環境を維持していくためにも、みなさんぜひご一読ください。一緒に丹南の美しい自然を守っていきましょう。



広報マスコット たんにゃん

お知らせ

ウォーキングする人募集中!

誰もが手軽に行うことができる“歩く”という運動を通して、みんなで歩こうprojectに参加しませんか?

①イベント参加部門

県内のウォーキングのイベントに3回以上参加

②個別部門

3か月以上、毎日の歩数を記録

③チーム部門

仲間や家族、友人など3人1チームで参加毎日の歩数を記録



たくさん歩いた人には景品がもらえるチャンスも!詳しくは右のQRコードでチェックしてください。皆さんの参加をお待ちしております。



禁煙について

5月31日は「世界禁煙デー」であり、その後1週間は禁煙週間でした。丹南健康福祉センターでは越前禁煙友愛会や越前市とともに、JR鯖江駅と武生駅で啓発活動を行いました。

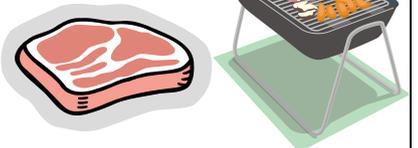


たばこの煙は自分の身体だけでなく周りの人にも大きな影響を与えます。これを機にもう1度禁煙について考えてみましょう。

食中毒に注意!

バーベキューシーズン到来です!

肉はよく火を通してから食べましょう。



在宅ケアについて

県では、在宅ケアについて住民の皆様とともに考える住民集会を開催します。丹南地域においても開催を予定しておりますので、詳細が決まり次第当センターのHPに掲載します。ぜひご参加ください。



ごみを燃やしたり、みだりに捨てることは法律で禁止されています。(5年以下の懲役または1000万円以下の罰金)

不法投棄・野焼き

Facebook 始めました

詳しくは当センターHP、もしくは下記QRコードでチェックしてください。



改正水質汚濁防止法が**6月1日**から施行されます。
有害物質を貯蔵する施設を有する事業者は届出が必要です。

重要

①対象施設の拡大

有害物質を貯蔵する施設（有害物質貯蔵指定施設）等の設置者は、施設の構造等について、都道府県知事等に事前に届け出なければならない。

②構造等に関する基準の遵守義務

有害物質使用特定施設、有害物質貯蔵指定施設の設置者は、構造等に関する基準を遵守しなければならない。

③定期点検の実施、記録の保存の義務

有害物質使用特定施設または有害物質貯蔵指定施設の設置者は、施設の構造・使用の方法等について、定期的に点検しなければならない。
また、その記録を**3年間**保存しなければならない。

④既存の施設に対する猶予期間等

施行時にすでにある施設については基準が**3年間**猶予される。

貯蔵施設の点検をしっかりしてくださいね。



地下水汚染を防止するために



地下水は一度汚染されるとなかなか元に戻らないんだよ。

有害物質とは・・・（水質汚濁防止法施行令第2条）

- 1 カドミウム及びその化合物
- 2 シアン化合物
- 3 有機燐化合物
- 4 鉛及びその化合物
- 5 六価クロム化合物
- 6 砒素及びその化合物
- 7 水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物
- 8 PCB
- 9 トリクロロエチレン
- 10 テトラクロロエチレン
- 11 シクロロメタン
- 12 四塩化炭素
- 13 1,2-ジクロロイタリ
- 14 1,1-ジクロロイタリ
- 15 1,2-ジクロロイタリ
- 16 1,1,1-トリクロロイタリ
- 17 1,1,2-トリクロロイタリ
- 18 1,3-ジクロロプロペン
- 19 チウラム
- 20 シマジン
- 21 チオベンカルブ
- 22 ベンゼン
- 23 セレン及びその化合物
- 24 ほう素及びその化合物
- 25 ぶつ素及びその化合物
- 26 硝酸性窒素類
- 27 塩化ビニルモノマー
- 28 1・4-ジオキサン

※詳しくは環境省のHPをご覧ください。 <http://www.env.go.jp/water/chikasui/brief2012.html>